

第2回児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ	資料2
令和4年10月13日	

委員提出資料

- ・ 安部委員（資料2－1）
- ・ 敷村委員（資料2－2）
- ・ 水野委員（資料2－3）

児童館の多機能性と子どもの権利

安部芳絵(工学院大学)

1. 児童館の多機能性

児童館ガイドラインでは、3施設特性(3)児童館の特性として①拠点性、②多機能性、③地域性が挙げられている。このうち、「②多機能性」は以下のように書かれている。

② 多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができ、これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

2. 子ども相談

児童館ガイドライン3施設特性(1)施設の基本特性には、「子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。」と記されている。とくに⑥では「子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。」として、児童館は子ども相談の場としても想定されている。確かに、学校や家庭で話せないことを児童館で相談する子どもは多い。他方、課題に直面しているにもかかわらず困っていることを言語化できない子どももいる。

3. 遊びとソーシャルワーク

困っていること・悩んでいることを言語化できないとき、鍵となるのは、遊びである。表面的には問題がなさそうな家庭の子どもたちが、問題に直面していないわけではない。ことばとして、わかりやすい形で表に出ていないだけである。しかし、「なんかやだなあ」「困ったなあ」は、遊びに現れることがある。児童厚生員は、遊びを通してふだんとのちがいに気づき、一緒に遊びながらその子のイライラや言動の背景を探る。必要に応じて関連機関と連携をとる場合もある。児童館職員が担うのは、もはや遊びの指導だけではない。

さらに、児童館では、子どもは単なる支援対象ではない。イニシアチブが子どもにある遊びを通して、子ども「と」ともに問題の解決を探っていく。問題に直面している子どもであっても、児童館での企画・準備・運営を通してさまざまなことにチャレンジし、気持ちをことばにしながらかみ挑戦と失敗と成功を積み重ねていく。学校では表に立ちにくい子どもが、児童館では役割を果たし生き活きと自分から動くこともある。小さな成功体験の積み重ねによって、自信をつけ自分なりに問題を乗り越えていく子どももいれば、大きな問題になる前に解決の糸口をつかむ子どももいる。児童館には、遊びを通じた子どもとの関わりの中で育まれてきたソーシャルワークの視点があり、「相談」の形をとらずとも、自然な支援と予防に結びついている。

4. 児童館の多機能性と子どもの権利

児童館の多機能性とは、単に児童館ではいろんなことができますよということではなく、子どもの多様な課題に直接かかわり、しかも「子どもと一緒に考え」、適切な機関につなぐことで、その課題に対応できることを示す。

一見すると「問題がなさそうな子ども」であっても、何らかの問題に直面することは多々あるが、この相反する状況は学校や家庭では気づきにくい。親や教師を心配させないようにふるまう子どもは少なくないからだ。そして、「問題がなさそうな子ども」は後回しにされがちである。

児童館は、0-18才までの子どものあらゆる課題に、遊びを通したソーシャルワークの視点で向き合う。はじめに相談ありきではなく、遊びがあるからこそ日常のなかで子どものSOSをキャッチすることができる。児童館の多機能性は、この点で子どもの権利保障の重要な機能・役割を果たす。

5. 課題

以上を踏まえて児童館の多機能性をめぐる課題を挙げる。

- ・児童福祉法、児童館の設置運営要綱等との整合性
- ・こどもの居場所づくり指針との整合性
- ・多機能性を担保する専門性…「児童の遊びを指導する者」／児童厚生員／児童館に求められる多機能性(遊びを通したソーシャルワーク)を担う専門職として位置づける
- ・予算

参考文献

児童館研究会ほか編 2022『わたしのまちのじどうかんー児童館実践事例集ー』

児童館研究会ほか編 2022『子どもは歴史の希望ー児童館理解の基礎理論ー』

／以上

大型児童館のあり方について（意見）

全国児童館連絡協議会 敷村 一元

大型児童館で勤務してきた経験や、大型児童館の児童厚生員等との情報交換から、以下に考えを述べさせていただきます。

1. 大型児童館の現状について

(1) 現場の状況

大型児童館は現在 19 館あるが、偏在しており、設置経緯も大きく異なることから、県によってその位置づけは異なっている。特に、科学館機能を伴っているなど各館固有の施設特性があることや、運営主体も社会福祉法人から株式会社、基礎自治体まであり、法人の強みも異なる。

しかしながら、その多様性を包み込んで、大型児童館独自の取り組みを、国立児童館こどもの城や厚生労働省とつくってきたことは成果と言える。

大型児童館を設置している県では大型館が中心となって、県内の児童館の取りまとめをおこなっている。

(2) 児童館ガイドラインと大型児童館

平成 23 年の初出時には、大型児童館は含まれていなかった。平成 30 年の改正時に第 9 章として書かれたことは大いに歓迎された。それは、大型児童館の役割が明確化し、目指す方向の共有ができるようになったからである。

特に、活動内容については、概ね現在の大型児童館の活動に即したものが記述されており、活動上にも反映されている。しかし、一部施設は、活動テーマが設定されていることから、網羅的に行うことは難しい。つまり、(1) で触れたように、各施設の設置背景等が異なることから、統一したコンセプトや機能を示すことは困難な面がある。

(3) 運営上の課題

全館が指定管理者制度による運営となっており、県の事情に左右されることは否めない。どうしても有期雇用の職員が多くなり、その専門性の確立が困難な状況もある。そのため、新たなものに取り組む余裕が減っている。

また大規模な施設のため、アクセスが容易でないところが多く、こどもが自ら足を運ぶことは難しい。乳幼児・小学生親子での利用が主となっている。

合わせて、設備や備品の更新は難しい。

2. 今後の大型児童館について

(1) 児童館ガイドラインの活用

更に事業推進において、児童館ガイドラインを活用して、計画的な運営が期待される。

網羅的に記載している児童館ガイドラインのなかでも、すべての大型児童館が果たすべき役割を鮮明にする必要があるのではないか。

(2) 大型児童館のネットワーク

施設数が少ないからこそ、情報共有・情報交換を越えて、連携することに挑む必要があるのではないか。遊びのプログラム開発も個々の大型児童館が実施することも大事ではあるが、施設の持っている強みを生かしたプログラムを開発し、大型児童館や小型児童館が共有財産としていくことができないか。

全国に点在していることを強みにし、広域的な災害時のバックアップ体制づくり、全国規模での被災地支援活動も今後は可能ではないか。これまでも大型館が中心に行ってはきているが、更なる広がりは考えられる。

(3) 小型児童館の支援

県内児童館の底上げは急務である。大型児童館設置県では、県内児童館数の減少が大型児童館の存在意義を揺るがす可能性がある。小型児童館の利用者数の合計は、大型児童館のそれを遙かに超える数である。県民への還元性の観点からも小型児童館支援は必須である。とくに児童館職員やボランティア育成などの人材育成、啓発活動をこれからも続けていきたい。

(4) 県民、立地している自治体住民への支援活動

広域を対象としているため、一期一会な関係性をイメージされがちであるが、一部の大型児童館では地元の子どもたちとの継続的な関係性構築のための事業運営も実施している。また、子育て家庭への相談に力を入れる施設もある。身近な相談場所も重要であるが、どうしても地方の人間関係が濃密なところでは身近なところには逆に相談しにくい。少し離れた大型児童館に遊びに行くことをきっかけにして、相談し、ほっとして帰る保護者もいる。このような活動を多くの大型児童館で展開することが求められる。

(5) 子ども家庭庁における「居場所」「意見聴取」等への関わり

大型児童館は居場所にはなりにくいことは認識している。居場所を支援することや、居場所に関する情報収集し、発信するなどの、中間支援（センター）機能を発揮することができるのではないか。

また、一部の大型児童館では、子どもたちの意見を発信する活動も行っている。子どもたちの声を施策等に反映する活動場面では大型児童館を活用することも可能である。

3. 課題

過去には大型児童館を対象とした補助金もあったが、現存ないため、「児童館における健全育成活動等開発事業」を活用した新たな取り組みも模索したいところ。

設置運営要綱上、A型・B型と分かれているが、A型でも宿泊設備を備えた施設もあり、その境目は明確ではない。種別等の見直しも必要ではないか。

2022年10月6日

社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会
児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ 委員
全国児童館連絡協議会 会長 敷村 一元 様

児童館長・児童厚生員有志一同
(末尾に氏名を記載)

児童館のあり方に関する提言書

貴台におかれましては、平素より、児童館活動の推進にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。また、児童館のあり方に関する検討ワーキンググループでは、児童館職員を代表するご発言をいただいていること、合わせて御礼申し上げます。

さて、同ワーキンググループを傍聴していた児童館長・児童厚生員有志として、今後の審議の参考となるよう意見交換をして参りました。同ワーキンググループ第2回において、今後の児童館のあり方について議論されるとお聞きし、意見をまとめましたので、ご参照いただけたら幸いです。なお、とりまとめた意見は児童館長ならびに児童厚生員の有志による意見交換によるものです。そのため、所属している法人や児童館を代表した意見ではないことをお断りしておきます。

1. 児童館の現状について

- ・第1回ワーキンググループ議論を拝聴すると、平成30年の児童館ガイドライン改正時あるいは、それ以前から蓄積している児童館をとりまく課題が解決されていない、あるいは深刻化していることを感じます。
- ・政府では、こども家庭庁創設に合わせて、児童館を居場所（サードプレイス）と位置づけて推進していこうとしています。これについては、私たちが取り組んできたことを評価してくださっていることを感じ、勇気づけられます。
- ・しかしながら、貴台もご指摘の通り、児童館を取り巻く環境や活動状況は地域差が大きく、全国的な動きになっていないことを実感しているところです。あわせて、「居場所」の意味するところは範囲が広く、児童館がその中心として活動できるのかは、その位置づけの明確化が求められると感じています。
- ・私たちの羅針盤である「児童館ガイドライン」ができたこと、また、子どもたちや保護者の生活環境を鑑みて、改正されたことを現場は高く評価しています。
- ・一方、ガイドラインは、その周知状況は高くとも、理解が進んでいるかと問われると窮する状況にあります。それは児童館実態調査でも明らかになっているところです。その背景としては、貴台指摘の通り、児童館職員の認識の低さもあるかと存じますが、ガイドラインの意図するところを現場で解釈しづらい環境にあることも否めません。特に児童館の特性である「多機能性」は分かりづらいという声があります。
- ・合わせて、自治体職員の児童館やガイドラインへの理解促進が必要です。
- ・こども家庭庁創設にあわせて「こどもまんなか社会」を実現していくことに児童館は積極的に関与できる児童福祉施設との自負を持っています。現状の分析においては、自治体が積極的に児童館を活用できるような前向きな再評価を期待致します。

2. 今後の児童館活動について

- ・子どもたちや保護者と日々関わっている私たちは、現状に満足することなく、高めあいながら、地域に住む子どもたちの居場所を確立していきたいと考えています。その視点から、今後の児童館のあり方を私たちなりに考えてみました。
- ・一方で、実現するに必要な支援がありますので、その課題についても記しています。議論の参考にしていただけたら幸いです。

<今後の児童館の方向性>

①安定した居場所が地域にあることを共有すること（こどもまんなかのコミュニティづくり）

子どもたちの居場所は多様であり、子どもたち自身が選べることが重要だと考えています。制限が少ない児童館では、子どもが子どもらしく居られることで、多様な子どもの声を聴くことができます。また、子どもが主体となる事業を多く実施することで、与えられるだけではなく、子ども自身が居場所を創りあげていくことができます。

これらを実現することができる児童館の多くは公設です。地域の中で安定した居場所になり得ると言えます。

一方で、こども食堂や学習支援は市民の熱意によって支えられていますが、運営は不安定なところもあります。地域の子どもたちの居場所を守るためにも、児童館はガイドラインにあるように地域の健全育成活動を促進し、ボランティアを支える役割を担えるのではないのでしょうか。

（課題）市民の活動を支援（運営資源をつなぐ、場の提供、人材育成など）するには予算が必要です。子どもの居場所コーディネーターや地域をつなぐ地域コーディネーターなどの人員配置を児童館に行うことで、児童館を拠点とした居場所ネットワークの構築も考えられます。

②児童館が行う「こども」および「家庭（保護者）」への

「予防的」「包括的」「伴走的」な支援は重要（切れ目のない支援）

こども家庭庁の創設準備において議論の過程を拝見すると、子どもの居場所が学齢期に集中しており、乳幼児期や思春期後期から青年期とのつながりが見えづらと思います。0～18歳までをカバーしている児童館は、生まれる前から、そして18歳以上の若者にもつながっています。

また、児童福祉法改正により位置づけられる「地域子育て相談機関」の趣旨はまさに児

児童館が取り組んできたことの延長にあり、ぜひ積極的に児童館を指定していただきたいと思います。「子ども自身からの相談」に対応することは一次予防と言えると思います。

児童館の弱みは「来館していない子ども・保護者への支援」です。地域全体を俯瞰してみると、どこにもつながっていない不安を抱える家庭があると思います。一方で積極的なアウトリーチを担うことができないかと考えています。

また、児童館の強みとして、「継続的な家庭(保護者)への相談支援」があります。進級や卒業など、所属の変化に関わらず、保護者が継続的に子育ての不安を相談できる場、保護者同士の支え合いの場としての役割を担うことが可能です。

「予防的」「包括的」「伴走的」である児童館が、福祉施設を結ぶ地域ネットワークの拠点として中間支援を担当し、必要な福祉施策・関係機関につなぐことができます。

(課題) 社会福祉、心理、医療職等の配置によって包括的な支援体制を構築することは重要と考えますが、児童館における相談支援体制は、子どもが求める支援(遊び、居場所、ユースワークなど)を想定した職員配置が求められます。また、既存の配置人数では、アウトリーチをおこなう余裕がありません。

③ユニバーサルな居場所を維持継続するための支援が必要(誰でもありのままの姿で居られる場を守る)

発達障害や特性により、困り感を抱えている子どもたちが多く児童館を利用してきています。それは、児童館の環境構成が柔軟にでき、子ども自身がやりたいことを選べる(やりたくないことはしなくていい)からかもしれません。また、日本語を母語としない子どもや保護者の利用が増加しています。

障害の有無や母語の違いなどを超えて、子どもたちはいつも一緒に遊んでいます。遊びがあることでインクルーシブな環境となっていることを実感しています。しかしながら、専門的な支援の場ではありませんので、他の子どもたちとの関係調整(代弁すること、補助することなど)が困難な場面もあることも事実です。

(課題) 誰もが利用できるユニバーサルサービスは注目されることが少なく、そこにおけ

るインクルーシブな環境づくりは職員の創意工夫が求められます。障害のある子どもなどを丁寧に、かつ積極的に受け入れるためにも追加的な人員配置が求められます。

④中・高校生世代への支援を児童館が担う（次世代の居場所機能の強化）

児童館は、設置運営要綱や補助の内容から、長きに亘り放課後児童対策と連動して成長してきました。そのため、小学生の居場所としての認知度が高く、中・高校生世代への支援に濃淡があることは承知しています。現在利用している中・高校生世代と関わっていると、デジタルネイティブで一見するとスマートですが、対人関係に躓きやすいことや、保護者との関係性も変化し、自身が親になることや家庭を築く意識を持つことが少ないようです。

児童館ガイドラインでは、子育て支援の枠組みに「乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組」が例示されています。以前とは違い、単に一時的なイベントとして赤ちゃんとふれあっただけでは、次世代育成にはつながらないと考えます。

次世代育成には「自分自身の少し上の年齢の存在が普段の生活の中で見えることが大切」であり、児童館では幼児⇒小学生⇒中学生⇒高校生世代⇒ボランティアや地域に関わる大学生世代の姿をそれぞれ自分の将来像（ロールモデル）としてとらえます。そして児童館で過ごす乳幼児とその保護者の日常の姿は、やがて自分も親となるイメージにもつながると考えます。実際に数世代にわたり児童館を利用している循環的な利用も見られます。

その上で、日頃からの中・高校生世代との関係性構築の上に、この事業の価値が高まると考えています。

また、地域の中に、中・高校生世代への支援資源（ユースセンター等）は乏しいことを感じます。小学生時代に児童館を居場所として認識した子どもたちは大きくなってからも利用し続けます。彼らは何かを実現したい気持ちと同時に、何もしないことを許されることも期待しています。活動支援の場として、あるいは止まり木のような居場所としての取り組みが求められています。

（課題）中・高校生世代が求める設備、支援者（ユースワーカー）の配置、開館時間など、不足しているものばかりですが、そこにただ居ることを求めている子どもに寄り添うため

の最低限の予算が期待されます。

3. 私たちが今後実施していきたいこと

- ・「こどもまんなか社会」を実現するためには、子どもの意見を社会に発信することが必須だと思っています。約 4,400 の児童館から子どもの声を集めることや、オンラインを活用してのこども会議など、多様な子どもの声を伝える努力をしたいと思います。
- ・これまで自主的な学習会や全国大会を児童厚生員の職能団体が実施してきました。これからも、ボトムアップでの児童館職員の意識変容に取り組みたいです。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研事業報告書

児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究

(2021全国児童館実態調査)

実施主体 一般財団法人児童健全育成推進財団

第6章 提言

第2回 児童館WG 提出資料

一般財団法人 児童健全育成推進財団 水野かおり

第6章 まとめと提言

1. まとめ

本調査研究は、児童館ガイドライン改正後の自治体における児童館や児童健全育成施策・制度の状況や、個々の児童館の運営・活動実態を把握する調査を行い、その実態を踏まえ、現行の制度上の課題等を検証し、今後の児童館に関する施策や活動の方向性等についての検討作業に資することを目的として実施した。また、本調査研究では、「2021 全国児童館実態調査」（悉皆調査）として、全自治体を対象とした児童館の設置状況や子ども・子育て支援施策と児童館の関係、児童館ガイドラインの運用等についての調査、及び全児童館を対象とした施設概要、運営状況、職員、活動（事業・取組）等についての調査を行い、その結果を分析・検証するとともに先行研究の結果と比較考察し、児童館の現状と課題を明らかにした。さらに、予備調査及び研究委員会における検討を踏まえ選定した自治体5か所を対象として、児童館に関する行政方針・施策上の位置付け、新設等の経緯・予定、子ども・家庭・地域の福祉的課題に対応した取組等についてヒアリング調査を実施し、自治体における児童館施策の現状と課題について分析・検証をした。

これらの結果の詳細は、第2章「市区町村への質問紙調査」、第3章「小型児童館・児童センターへの質問紙調査」、第4章「大型児童館への質問紙調査」、第5章「自治体へのヒアリング調査」において、まとめている。ここでは、今回の調査において特筆すべき事項について記述したい。

まず調査時期における子どもを取り巻く社会的背景として、新型コロナウイルス感染症の影響による子どもの生活の変化があったことから、調査結果に大きく影響を及ぼしていた。令和2年3月からの外出自粛・臨時休校の長期化にともない、各学校では子どもたちへの家庭学習用のプリントを作成し、配布した。また、動画の配信、オンライン授業などを取り入れ、子どもの教育を受ける権利を保障することに努めてきた。一方、卒業式、入学式、修学旅行、運動会など、子どもたちの今後の人生において、かけがえのない（楽しい思い出となる）多くの行事・イベントが中止、もしくは縮小して実施された。その後、登校が再開されても、感染防止策として給食時は会話をすることは禁止され、全員が黒板に向かった体制で静かに食べること（黙食）が求められた。休み時間も密になる遊びは禁止され、フィジカルディスタンスをとった遊びが求められた。子どもたちの学校生活の風景が、新型コロナウイルス感染症により一変した。このことは、児童館活動においても、休館もしくは限定的な利用など、多大な影響を及ぼし全国の児童館の82%で臨時休館を実施した¹。子どもの権利条約では、「生きる、守られる、育つ」という受動的権利に加えて、

¹ 「児童館における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急調査」（全国児童館連絡協議会・児童健全育成推進財団）令和2年6月 <https://www.jidoukan.or.jp/info/news/5679bb7da984>

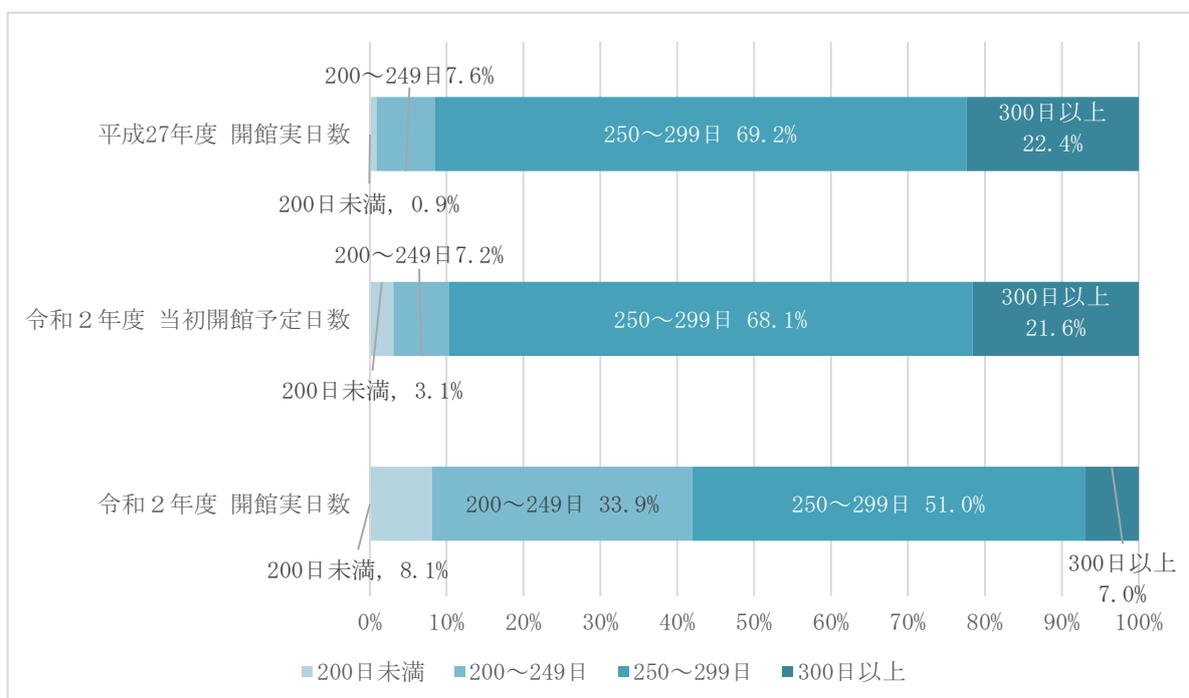
「参加する」という能動的権利（子どもが権利を主張できる）が示されている。その代表的なものが第12条「意見表明権」（子どもが年齢や成熟度に応じて自由に意見を表明できること、および子どもが意見を聴かれることの保障）である。また、子どもの権利条約の第31条には「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」が規定されているにも関わらず、休校中の子どもたちの生活は、小学生も含め、家庭学習の課題対応に追われ、休むことも遊ぶこともできない状況にあった。このような子どもたちの状況に対して、自治体へのヒアリング調査においては、児童館職員が児童館ガイドラインを踏まえ、子どもの権利を保障するために、取り組んでいることもわかった。

（1）新型コロナウイルス感染症による影響

①小型児童館・児童センターへの質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

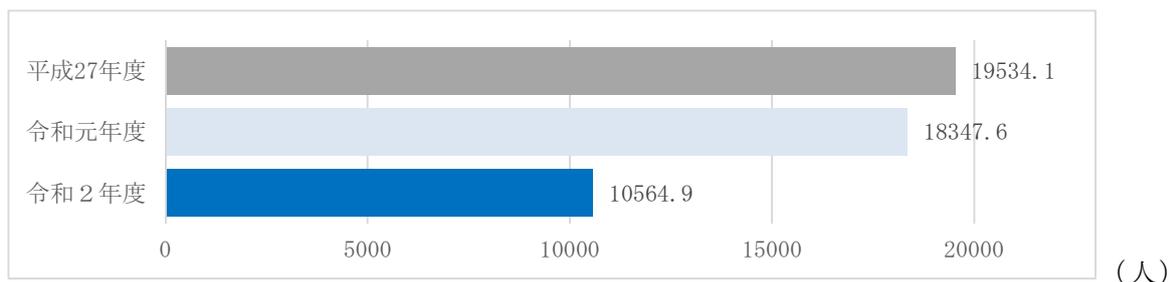
- ・今回の調査と前回調査の結果を比較すると、開館日数や利用者数のうち特に小学生の利用者数が減少していた。また、ボランティアの参加や実習生の受け入れ、移動児童館（出前児童館等）、児童館で活動している母親クラブの割合も減少していた。これらは、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいと考えられる。

図 3-2-6. 開館日数（前回比較）再掲



平成27年度と比較して、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2年度は約半減している。

図 3-2-8. 延べ利用人数（前回比較）再掲

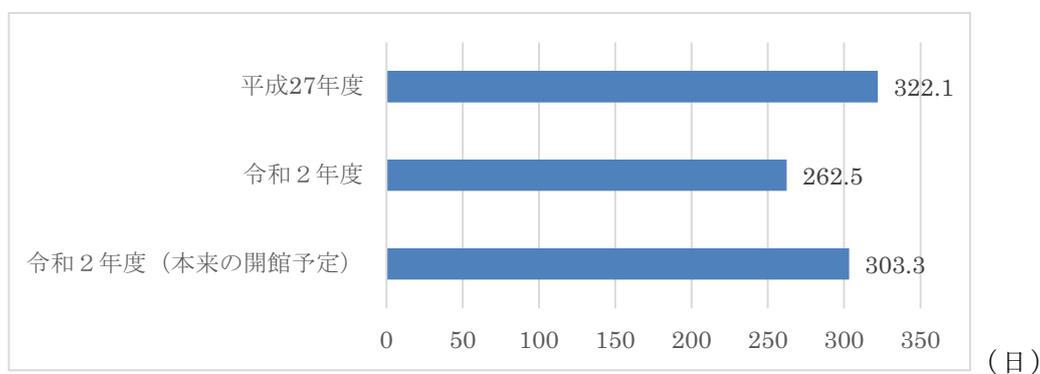


同様に延べ利用人数の平均値についても大幅に減少していることがわかった。

②大型児童館への質問紙調査から、次のことが示唆された。

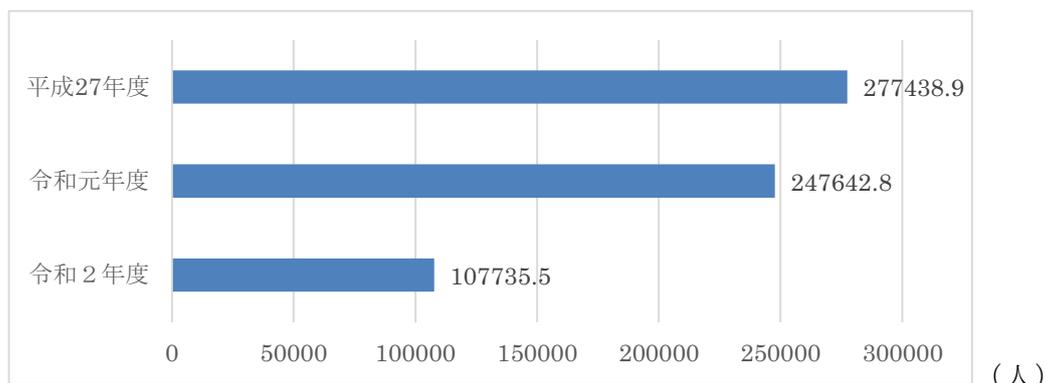
- ・大型児童館については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館せざるを得ない状況があったため、開館日数の平均は262.5日と本来の開館予定よりも40.8日の減となっている。最も開館日数が多い児童館は294日であり、最も少ない日数の児童館は194日であった。（本来の開館日数の平均は、303.3日であった。最も開館日数が多い児童館は347日であり、最も少ない日数の児童館は206日であった。）
- ・平成27年度と比較して実際の開館日数は平均で59.6日減少していた。

図 4-2-1. 開館日数平均（前回比較）再掲



- ・令和2年度の延べ利用人数の平均利用者数は、10万7,735.5人である。
- ・令和元年度の延べ利用人数の平均利用者数は、24万7,642.8人である。
- ・令和2年度の利用者数は、令和元年度平均利用者数と比べると、13万9,907.3人減少している。
- ・令和元年度と平成27年度と比較しても利用者は減少傾向にあった。

図 4-2-2. 延べ利用人数平均（前回比較）再掲



- ・大型児童館が、令和2年度に実施した主な活動内容を前回調査結果と比較すると、「運動あそび・スポーツ」85.0%→77.8%、「伝承あそび」90.0%→55.6%、「異年齢・多世代等の交流活動」75.0%→55.6%、「造形活動」90.0%→88.9%、「音楽活動」70.0%→61.1%、「鑑賞会（劇・映画・音楽等）」85.0%→77.8%、「季節行事」90.0%→77.8%、「自然体験活動（野外活動・外遊び）」85.0%→83.3%、「食育活動」65.0%→44.4%、「利用者対象の講習会」35.0%→16.7%、「ボランティア育成活動」65.0%→44.4%、「伝統芸能活動」35.0%→22.2%の活動が減少している。一方、増加した活動は、「表現活動（劇遊び等）」45.0%→55.6%、「環境・エコ活動」30.0%→44.4%である。

（2）児童館ガイドラインの周知・活用について

①市区町村への質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

- ・児童館ガイドラインを、運営の点検・見直しに活用した市区町村は前回調査では53.1%だったが77.0%へと増加していることから、国の児童館ガイドラインが、自治体の児童館運営向上の取組に具体的に役立っていることを確認することができた。
- ・児童館ガイドラインを「周知した」と答えた市区町村の児童館がすべての活動において実施率が高かった。特に「子どもが意見を述べる場の提供」と「地域の健全育成環境づくり」「ボランティア等の育成と活動支援」は30%以上、取組の差がみられた。

表 3-2-107. 児童館ガイドライン改正以降、児童館への周知状況との関連 再掲

		件数	遊びによる子どもの育成	子どもの居場所の提供	子どもが意見を述べる場の提供	配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応	子育て支援の実施	地域の健全育成の環境づくり	ボランティア等の育成と活動支援	放課後児童クラブの実施と連携	欠損値
周知した	N	2689	2573	2544	1773	1958	2308	1977	1590	1539	76
	%	100.0	95.7	94.6	65.9	72.8	85.8	73.5	59.1	57.2	-
周知していない	N	75	70	57	23	42	47	27	18	24	3
	%	100.0	93.3	76.0	30.7	56.0	62.7	36.0	24.0	32.0	-
不明	N	400	381	370	187	179	287	226	108	151	5
	%	100.0	95.3	92.5	46.8	44.8	71.8	56.5	27.0	37.8	-
回答数		3556	3398	3342	2180	2417	2967	2460	1880	1928	92
割合(%)		100.0	95.6	94.0	61.3	68.0	83.4	69.2	52.9	54.2	-

また、児童館ガイドラインを運営に「活用している」と答えた市区町村の児童館が、すべての活動において実施率が高かった。特に「子どもが意見を述べる場の提供」「配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応」「地域の健全育成環境づくり」「ボランティア等の育成と活動支援」は20%以上、取組の差がみられた。

表 3-2-108. 児童館の運営面への児童館ガイドライン活用状況との関連 再掲

		件数	遊びによる子どもの育成	子どもの居場所の提供	子どもが意見を述べる場の提供	配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応	子育て支援の実施	地域の健全育成の環境づくり	ボランティア等の育成と活動支援	放課後児童クラブの実施と連携	欠損値
活用している	N	2710	2604	2566	1776	1983	2324	1990	1598	1530	73
	%	100.0	96.1	94.7	65.5	73.2	85.8	73.4	59.0	56.5	-
活用していない	N	447	413	398	202	190	313	235	114	182	11
	%	100.0	92.4	89.0	45.2	42.5	70.0	52.6	25.5	40.7	-
回答数		3556	3398	3342	2180	2417	2967	2460	1880	1928	92
割合(%)		100.0	95.6	94.0	61.3	68.0	83.4	69.2	52.9	54.2	-

②自治体へのヒアリング調査結果から、次のことが示唆された。

- ・児童館ガイドラインは、地方自治法に規定する技術的な助言に当たるものであるが、子ども・子育て支援事業計画の基本理念に引用したり、児童館の新築・建て替えの際に参照したり、児童館の活性化のための指南書となっている。

(3) 児童館長の配置が児童館の活動内容との関連について

小型児童館・児童センターへの質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

- ・専任・常勤の児童館長の配置と児童館の各活動の関連については、「子どもが意見を述べる場の提供」、「子育て支援の実施」、「地域の健全育成の環境づくり」、「ボランティア等の育成と活動支援」、「放課後児童クラブの実施」は児童館長が配置されていること、児童館長は常勤かつ専従である場合にそれら活動を実施している児童館が多いことが前回調査と同様の結果として示された。このことから、児童館長の配置自体が各活動の実施を進めるために重要である。
- ・「子どもの居場所の提供」と「配慮を必要とする子ども(要保護児童)への対応」については、児童館長は常勤かつ専従である場合にそれら活動を実施している児童館が多いことが示された。これらの活動を進めるためには、児童館長を配置しているだけではなく、常勤であること、さらに専従であることが重要である。

(4) その他

①市区町村への質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

- ・市区町村において、児童館の本来の中心的機能・役割は、地域のすべての子どもの健全育成であり、放課後児童健全育成事業や乳幼児等を中心とした子育て支援等に限定されるものではないが、児童館の本来の機能・役割についての正しい理解が得られていないことが再度課題として確認された。
- ・財源に関する要望では、施設整備の必要性が明らかでありながら、一方で、「人件費不足」「運営費不足」に悩む市区町村の様子がうかがえた。運営費は、一般財源化されており、自治体における財源確保が困難となっている。そのため、国への財政支援を求める声があった。

②小型児童館・児童センターへの質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

- ・前回調査では児童館長の配置の有無については検討していなかったが、今回の調査により、児童館長の配置自体が各活動の実施を進めるために重要である。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、児童館の開館日数や利用者数等が総体的に減少した中で、児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容では、「配慮を必要とする

子ども(要保護児童)への対応」の実施割合が前回調査 65.1%から 69.8%に、「子どもが意見を述べる場の提供」の実施割合では 59.0%から 62.9%に増加した。また、要保護児童対策地域協議会への参画の実施割合が 29.8%から 31.1%に増加していることから、児童館では子ども・子育て家庭の見守り支援などソーシャルワークの実践と子ども主体の取組が推進していると考えられる。

③大型児童館への質問紙調査結果から、次のことが示唆された。

大型児童館では、新型コロナウイルス感染症の影響により県内児童館への支援活動の取組の回数は減少したが、「児童厚生員等関係職員の研修」や「講師等としての職員派遣」「移動児童館でのプログラム提供」を多くの大型児童館が実施し、「県内児童館のない地域等での遊びの提供」「子育てや健全育成に関する啓発」などアウトリーチ活動が盛んに行われていた。児童館ガイドラインに示された大型児童館の機能・役割が着実に蓄積されている。

④自治体へのヒアリング調査結果から、次のことが示唆された。

・児童館の整備は必要な時機と対応すべき明確な課題が重要であること

老朽化や耐震化などに対応して児童館を維持継続するための再整備が行われるには自治体の事情にあった適切な時機があり、地域住民の期待や行政として対応すべき課題が明確になっていることが重要である。

・行政方針や事業計画に児童館の位置付けが明記されることが重要であること

自治体では、行政方針に基づいて児童館の設置・運営や重点的な取組に係る計画と予算が紐づいており、とりわけ子ども・子育て支援事業計画やその上位計画に児童館に関する計画に明記されているかどうかは児童館の設置・運営を推進する重要な条件となる

・児童館ガイドラインは自治体における児童館の取組の指南書となること

児童館ガイドラインは、子ども・子育て支援事業計画の基本理念に引用したり、児童館の新築・建て替えの際に参照したり、児童館の活性化のための指南書となっている。

・児童館の設置運営は、地域のニーズ把握と社会資源との連携が重要であること

児童館の整備、運営や活動内容については、地域住民や地域の関係団体、子どもや保護者の意見や要望を把握し、児童館の運営や活動に生かす取組が全国に広がりつつある。

・子ども・子育ての課題解決に児童館の機能を生かすことが重要であること

児童館は、子どもや子育て家庭の福祉的課題に切れ目なく対応することができ、子どもや子育て家庭の地域の身近な「かかりつけ相談機関」となりうる。また、中・高校生世代の居場所としての課題への対応が期待される。

2. 提言

児童福祉法に規定されている児童福祉施設は12種別ある。その中において、児童厚生施設としての児童館（小型児童館、児童センター、大型児童館）の設置数は4,398か所（令和2年10月1日 社会福祉施設等調査）である。この設置数は、保育所の2万3,896か所、幼保連携型認定こども園の6,089か所（令和3年4月1日 厚生労働省調査）に次いで多い。このことから、地域内の福祉課題を解決するための社会資源として、既存の児童館をより充実させ、有効活用することが効率的であることがわかる。一方で、減少傾向にある全国の児童館数を国としてどのように捉え、今後どのような対策を講じて行くのか根本的な検討が期待され、また、こども家庭庁創設を契機として、子ども・子育てに関する地域課題や行政課題を改善するべく地域に根差した児童福祉施設として児童館の機能・役割、さらなる自治体での明確な位置付けがなされることが求められている。

これらのことを踏まえて、下記のことを提言する。

- 今回調査では、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容の「配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応」「子どもが意見を述べる場の提供」の取組や要保護児童対策地域協議会への参画の割合が増加しており、全国の児童館がさらに子ども・子育て家庭の見守り支援などソーシャルワークの実践や子ども主体の取組を推進されるよう現場を支援する施策が検討されること。
- 児童館における相談対応については、「記録を保管している」児童館の割合が前回調査65.0%から今回調査67.4%、「必要に応じて自治体に相談内容を報告している」児童館の割合が前回調査33.9%から62.6%に増加しており、子どもや子育て家庭の地域の身近な相談窓口として、子どもや子育て家庭の福祉的課題に対応する、かかりつけ相談機関となりうること。
- 中・高校生世代の居場所については、施策上の課題として、今後、国や自治体での検討が期待されることから、児童館の活用の可能性が考えられる。
- 児童館ガイドラインの周知は前回調査より進んでいる結果であったが、「児童館の設置運営について」（厚生省発123号平成2年8月7日厚生事務次官通知）（児発第967号平成16年3月26日厚生省児童家庭局長通知）を児童館ガイドラインの記載内容と照校し、例えば、今日、児童館において一般化している活動である「子育て支援」について記載内容が厚くなるよう見直すこと。そのことにより、自治体が児童館を積極的に活用し、推進していく可能性がある。
- 施策の中で児童館を有効に位置づけている自治体では、児童館ガイドラインに示される「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」「子育て家庭への支援」「子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進」の機能を意識した取組が行われていたことから、子ども・子育てに関する地域課題や行政課題を改善

する児童館の実践に期待できる。

最後に、新型コロナウイルス感染症による影響で小・中・高校生の子殺が増えた。令和2年は499人で過去最多となり、前年比で25%（100人）増加した。特に高校生女子は80人から140人へと大きく増えた²。（厚生労働省・文部科学省発表）このような子どもたちの現状にあって、子どもたちの身近な存在である、また「第三の居場所」（サードプレイス）ともいわれている児童館は、子どもの命を守るために何をしなければならないのか、その対策を考えなければならない。

そして、山縣文治（関西大学教授）は子ども家庭支援のターゲットとして、①子育て支援（子ども自身の成長、発達支援）、②親育ち支援（親になるための支援）、③親子関係の支援（子育て・親育て支援、親子の信頼および愛着関係形成のための支援、子育てをする親を「育てる」支援）、④育む環境の育成支援（地域社会づくり）を挙げている。今後は、このような4つの分野にわたる、トータルな支援が必要である。と同時に、家族の生活状況を含めた「子どもと家族全体」を切れ目なく、包括的に支援することも必要である。まさに、ソーシャルワークの視点が求められている。このような中で、児童館の施設特性である①拠点性、②多機能性、③地域性に基づいて、児童館（児童厚生員）としての役割は何かを、地域住民とのコミュニケーションを通して考えていくことが必要である。このような日々の取組が、地域社会・地域住民にとって児童館（児童厚生員）が必要不可欠な存在となれることになるだろう。

² 「コロナ禍における児童生徒の子殺等に関する現状について」令和3年5月7日（文部科学省資料より）https://www.mext.go.jp/content/20210507-000014796-mxt_jidou02_006.pdf